

## 第2回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する 計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

### 1 開催日

令和5年8月28日(月曜日) 午後1時15分～2時45分

### 2 場所

京都経済センター会議室「6-D」

### 3 出席者

#### (1) 委員

上田委員、大川委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、富名腰委員、吉川委員、太田委員、藤井委員、田邊委員

#### (2) オブザーバー

三木人権教育室総括指導主事、寺井人身安全企画官

#### (3) 京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、  
健康福祉部副部長、家庭支援課長、家庭支援課職員、  
家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、  
京都府男女共同参画センター副館長

### 4 議事概要等

#### (1) 相談の現状について

- 家庭支援総合センター 女性相談員から現在のDV相談の現状について報告

#### (2) 計画改定に係る主な論点、骨子について(意見交換)

##### (民間団体との連携について)

- ・ 今回のDV法改正や女性新法の中で、NPOや社会福祉法人など他の機関との連携が記載され、さらに一時保護後の支援計画等についても本人の意思とともに、他機関の意見を聞きながら考えるという形になっているので、警察や他のDVセンター、民間の支援団体等から意見を聞いた上で対応することが重要ではないか。
- ・ 様々な民間団体との連携を、京都府や市町村でどう考え、民間をどう育て、資源を守っていくかが大事である。
- ・ 府北部には避難先や民間機関がなく、市町村の職員のスキルや人身体制も厳しい状況であり、町村の場合、男女問題を担当する直接の課がなく兼務でやっているのでは、アウトリーチを実施するのは難しい。今回、府内全体で民間機関への支援を強化されるのであれば、市町村では対応が厳しい部分を民間機関との連携に期待し、橋渡しを京都府にお願いしたい。
- ・ 児童養護施設、乳児院や母子生活支援施設で地域の子育て世代を支援するよう親子支援事業

を国が新しく設定している。各施設には DV の専門家はいないかもしれないが、心理士や児童の専門家もおり、研修等を受けてもらい、そのような施設と連携して親子支援事業の一部として DV 被害者支援も協力いただく形でできればかなり取組が広がるのでは。

- ・ 子どもに障害がある場合、男親が失跡してしまうケースもあるので、DV だけでなく子ども、家庭を丸ごと支援することが重要で、この度新設される DV 協議会での課題になると思う。
- ・ DV 相談機関が近くにない場合、子育て支援拠点で相談している可能性がかなり高いと考えられ、保育士や心理士でも DV に精通している方がいると思う。育児相談の場では夫の話にもなることが多く、その際に夫の脅迫的な言動などに関する相談もあるので、親子支援事業の中で DV に関連する相談がどの程度あるのか状況把握してもよいのでは。
- ・ 夫婦関係だけでなく夫でも内縁の関係でもない交際関係での DV についても、視野に入れて対策をするよう国が通達を出しているが、刑事事件になる前の対策、子育て支援、虐待、さらにもっと前にはデートバイオレンスに関する体系的な支援が大事である。

#### (一時保護委託について)

- ・ 民間シェルターは一時保護委託があるとその分は保護委託費が入るため様々な活動に運用ができるが、委託実績がほとんどない現状のため、人材の確保や運営が非常に厳しい状況に陥っているため、一時保護委託をどうするのか論点を整理して、方向性を出す必要がある。
- ・ 国の通知では一時保護委託の実施のケースについて就労や通学、中高生の男児同伴、特定妊婦の場合など具体的に記載されているので、被害者の状況に配慮できるよう一定基準を設けて実施する必要があるのではないかと。
- ・ 一時保護は被害者の安全を確保するために実施し、その上で、今後の方針や方向性を考えるのが本来の目的だと思うが、一時保護の段階で今後の具体的な内容や将来について考えだすと一時保護の本来の役割ではなくなる部分があると感じているので、民間との連携が一時保護の重要な視点になる。
- ・ 身体的暴力に関する被害者の安全確保については警察が担保するが、心理的暴力については安心という観点になるので、警察の対応が難しいとすると、民間や相談機関の役割、同行支援といった行動的支援が大事になる。決断できない、自己決定力が阻まれているというのが、DV コントロール型暴力の特徴のため、自己決定を支援するという点では、委託の方がやりやすい面がある。ケースワークやソーシャルワークなども連動させる必要がある。

#### (切れ目のない支援について)

- ・ 在宅 DV について国でも議論しているが、被害者は結局また実家や家庭など危ないところに戻ってしまい、事態は変わっていない状況をどう見守っていくかが重要で、加害者対策がその点に機能していないとすると、「在宅 DV」の状況のまま一緒に対応を考える持続的な相談体制が重要。
- ・ 警察が介入して 1 年以内に保護するのではなく、被害者が在宅の状況で DV センターなどに丁寧で継続的な相談にのってもらいながら、今後のことをしっかり一緒に考えて、しっかり準備をして安全に家を出る方法を取り、その後の生活など次のステップを踏むのがベストだと思う。
- ・ 被害者に寄り添った支援が継続的にされるために、京都府では女性 1 人当たりの婦人相談員の数がとても少ない状況なので、婦人相談員という官民連携と、市町村の充実は欠かせない。
- ・ 市町村では面談者が庁内の各窓口に行く際にも、希望に応じて DV や女性相談員が同行した

り、逆に窓口で相談を受ける側の職員からの要望があれば、一緒に自宅に伺うこともできるようにする取組を行っているが、京都府とも良い連携ができるように、体制を強化していただきたい。

- ・ 同行支援はとても大事であるが、それに加えてDV被害者の継続的なワンストップの相談では架電がやはり大事で、相談者からは連絡がしにくいことが非常に多いので、こちらからその後について連絡するアウトリーチが重要。
- ・ 架電は加害者を刺激する場合もあるので、技術が求められるが大事なことであり、切れ目のない支援体制、シームレスな支援につながる。

#### (被害者が逃げない支援について)

- ・ 障害を持っている子どもや療育に通っていてやっと友達ができたとか、地域に馴染んで、周囲も子どものことを理解してくれるようになった状況で、家を出る、逃げるという決断をするのは大変なことだと思うので、加害者の方が実家に戻るなど被害母子がその地域で暮らせるという安全も重要。
- ・ 被害者支援は、被害者が逃げることを前提にしていることが一番大きな問題であり、逃げなくても良い被害者支援でわかりやすいのは、加害者がその場を離れるということで、加害者が実家等で生活したり、マンスリーマンションを借りるケースもある。逃げなくても良いような支援について国でも議論していたが、十分に政策はできていないので、触れておくことは必要ではないか。
- ・ 逃げなくてよい支援について加害者プログラムがあると思うが、市町村の窓口に来られる相談者はほとんど加害者にアプローチできる状況ではなく、一時保護を決めたら加害者に見つからないように子どもを迎えに行くというようなことを実際にしており、加害者に実家に帰ってもらうことがとてもイメージできない相談状況である。複雑困難な事案等に対する外部専門家による指導、助言について計画には記載されているので、該当事例がある際には助言をいただきたい。
- ・ 京都府で行っている加害者対策は加害者が逃げている、加害者が実家に帰っていることがほとんどで、このようなプログラムにまで参加する加害者であればそれも可能であるが、市町村レベルで見るともっと大変な事態であったりするので、加害者にも層があると思う。あらゆる層がある中で、各層にできるところを検討し、対策を行っている。
- ・ 各層のアプローチの最初は未就学児へのジェンダー教育で、次に小学校のいじめと暴力、性被害、ジェンダー暴力、高校生になるとデートバイオレンスが出てきて、それぞれに層があるので、段階に応じて対応することにしており、それぞれの発達課題が組み込まれてくるので、男性暴力の政策は体系的になるはずだと考えている。加害者プログラムまで行った後も三次予防に関係するので、ゼロ次予防みたいなものからグラデーションを作っていきたいと国や府に提案している。

#### (男性相談について)

- ・ 男性被害者の相談があるが、男性被害者と女性被害者を同じ窓口で対応するのは適切でなく、女性被害者が夫も同じ場所に相談に来ているとなれば、何を言っているかわからず恐怖となり、二度と来所出来なくなるので、トランスジェンダーの問題などはあるが、男性と女性は整理をして別の場所で相談を受けられる体制を作らなければならない。
- ・ 男性加害者もいれば女性加害者もあり、男性被害者もいれば女性被害者もいるので、例えば同じ窓口で妻も夫も両方の言い分をめちゃくちゃに聞くような無責任な対応はよくないので、整理をして窓口を整備しなければならない。

#### (心理的・精神的DVの対応について)

- ・ 困難女性支援の新法の中では一時保護のあり方について具体的に記載されているので、DV法の中でも心理的なDVを含めると、さらに一時保護が必要になるが、心理的DV被害者の一時保護の判断はかなり難しい。
- ・ 精神的DVの取り扱いについて精神科を受診される方は病識があるか、自身がそうであると認識した人たちに限定されると思うので、病名がついていないが精神的DVになっている人をどう捉えるか検討が必要。
- ・ DV防止法の改正の議論では、心身への影響の判定について、PTSD等の重篤な診断が必須との意見と、配偶者暴力相談支援センターの相談で影響があったと認められる場合は根拠になると意見が揺れていたため、本会でも、重篤なPTSDの診断が出なければ該当しないとすると対象が限定的になるとも考えられるため、精神的暴力の具体化、具体的な事例をどう積み重ねていくかが大事な論点になる。

#### (性暴力について)

- ・ 国のDVに関する基本方針案では性暴力に関する内容がピックアップされており、男性の性暴力が被害も加害も一定数あることが背景にあり、緊急対策を講じる必要が出てきたので、性暴力について記載されている。刑法の改正もあり、世間でも関心を持たれていると思うので、DV防止法からも対応した方がよいとのことで、DV対策の観点の中に配偶者間も含む性の強要が追加されたり、性虐待として従来扱っていたものも性暴力になってきたり対象範囲が広がっている。
- ・ 困難女性支援の新法の中に、一番に性暴力被害者が対象として挙がっているが、DV防止法の中でも扱わなければならないとの認識であり、性暴力の話題が出てきたということと、18歳未満の未成年者は男性女性関係なく支援の対象に入れるということになり、18歳以上の男性被害についてどう扱うかは、まだ体系化途上となっている。

#### (子どもへの支援について)

- ・ 子どものメンタルや親権の問題などについて家族法の改正の中でDVであれば面会交流もできないと言われているものの、DVという認識が裁判所の中で全然違っており、子ども自身が父親に会いたくないと主張しているにも関わらず被害者である一緒に住んでいる母親に配慮して子どもが会いたくないと言っているだけで判断され、子どもの意見表明が認められていない状況が家庭裁判所の中であるので、DVに関する子どもの意見表明を大事にできるようにしてほしい。
- ・ 共同親権とDVや虐待の場合の判断について社会的にも争点であると思う。特に暴力がらみの離婚の場合、ポスト離婚の親子のあり方についても検討されると思うが、子どもの目線から見た判断はまた別の観点なので、体系的なヒアリング等が必要である。